

MUFG バンク (中国)経済週報

2021年8月3日 第512期

全国炭素排出権取引市場の最新動向

~初日より高値の連続だが、長期的には市場メカニズムの更なる導入が必要

リサーチ&アドバイザリー部

メイントピックス
➤ 全国炭素排出権取引市場は7月16日、上海市で正式に取引を開始した。中国政府は2017年に「全国炭素排出権取引市場に関する建設計画」を発表して以来、4年間の一連の制度設計を経て、漸く成立した。初日の取引量は410万トン、取引金額は2億1,000万元を突破、取引単価は始値の48元/トンから終値の52.8元/トンまで上昇、値上がり幅は4.8元(+6.73%)に達した。最近では、同市場の取引量が安定水準に戻り、取引単価(始値)は足元52~53元/トン付近で推移しており、7月23日の最高値である56.52元/トンよりやや低い水準で推移している。炭素排出権の需要(購入量)が供給(売却量)を上回る場合、単価が上昇する仕組みとなっているため、今後、同市場への参加業界の拡大、並びに環境規制の強化による取引量の増加に従い、中長期的には炭素排出権取引単価の上昇が見込まれる。
▶ 中国政府は 2030 年までに二酸化炭素(CO2)排出のピークアウト、2060 年までに同排出と吸収(回収)をプラスマイナスゼロにするカーボンニュートラルの目標を発表し、成熟した炭素排出権取引市場の構築は上記目標を実現するための重要なルートとなる。本稿は、中国の全国炭素排出権取引市場を中心に、取引開始後の市場動向、地方市場への影響、並びに全国 ETS 市場の今後の行方について分析する。
君合の中国法⊐ラム6
『安全生産法』における企業の安全生産責任への新たな要請6
▶ 日常の生産活動において、企業は、関連法律法規、業界基準等に従い、生産に係る技術、設備及び場所の安全性を確保し、事故の予防及び対応のためのリスク管理制度及び応急対策案を確立する必要がある。安全生産に関係する数多くの法律法規の中で、いずれの業界の企業も遵守しなければならない基本法が『安全生産法』である。当該法律は2021年6月10日に改正され、2021年9月10日から効力が生じる。本稿では、改正された『安全生産法』における企業の安全生産責任に関するいくつかの新規定を解説する。
規制動向(2021.7.26~7.30)8
▶ 国務院関税税則委員会による鉄鋼製品輸出関税の調整に関する公告
▶ 鉄鋼製品の輸出における税金還付廃止に関する公告
▶ 海南自由貿易港越境サービス貿易における特別管理措置(ネガティブリスト)(2021年版)
コラム



メイントピックス

全国炭素排出権取引市場の最新動向〜初日より高値の連続だが、長期的には市場メカニズムの 更なる導入が必要

全国炭素排出権取引市場(以下、全国 ETS 市場)は7月16日、上海市で正式に取引を開始した。中国政府は2017年に「全国炭素排出権取引市場に関する建設計画」を発表して以来、4年間の一連の制度設計を経て、漸く成立した。初日の取引量は410万トン、取引金額は2億1,000万元を突破、取引単価は始値の48元/トンから終値の52.8元/トンまで上昇、値上がり幅は4.8元(+6.73%)に達した。最近では、同市場の取引量が安定水準に戻り、取引単価(始値)は足元52~53元/トン付近で推移しており、7月23日の最高値である56.52元/トンよりやや低い水準で推移している。炭素排出権の需要(購入量)が供給(売却量)を上回る場合、単価が上昇する仕組みとなっているため、今後、同市場への参加業界の拡大、並びに環境規制の強化による取引量の増加に従い、中長期的には炭素排出権取引単価の上昇が見込まれる。

中国政府は2030年までに二酸化炭素(CO2)排出のピークアウト、2060年までに同排出と吸収(回収)をプラスマイナスゼロにするカーボンニュートラルの目標を発表し、成熟した炭素排出権取引市場の構築は上記目標を実現するための重要なルートとなる。本稿は、中国の全国炭素排出権取引市場を中心に、取引開始後の市場動向、地方市場への影響、並びに全国ETS市場の今後の行方について分析する。

I.全国 ETS 市場が始動

全国 ETS 市場が 7 月 16 日に取引が開始してから 2 週間経った。初期段階では、発電企業 2,162 社が重点排出事業者として強制的に取引対象となったが、取引開始前に予告された 2,225 社より 63 社少なかった。その理由について、上海エネルギー環境取引所によると、申請書類の不備や、排出可能枠を確定できなかったことにあるとしている。取引初日に浙江能源集団、中国石油化工集団、国家電力投資集団、中国大唐集団、国家能源集団、中国華能集団、中国華電集団、中国石油天然気集団、申能集団、華潤電力を初めとする代表企業に上海能源環境取引所より取引証明書が交付された。

取引種類について、当面は CEA (Carbon Emission Allowance) と CCER (China Certified Emission Reductions) の 2 種類のみとなっているが、今後先物取引を含む商品の多様化を模索する計画となっている。 初日以降の取引実績について、初日から 7 月 30 日までの CEA は累計で 505 万 1,900トンとなったが、初日の 410 万 4,000トンを除くと、その翌日以降は 1 日当たり 15 万トン前後まで低下、直近の 1 週間 (7 月 26 日 ~30 日) の取引量は 1 桁トンまで低下、7 月 30 日は僅か 4 万トンに留まった (図表 1)。

取引方式について、当面主流となるのは予め排出可能枠の上限(Cap)を設定し、その枠を割り当てられた各取引参加者の間で余剰分と不足分を取引する、いわゆる「Cap and Trend」方式であるが、協議取引と競売(オークション)方式も可能となっている。協議取引は更に大口協議取引と公開募集型協議取引に分けられ、大口協議取引は、1回当たりの取引での最少申告量がCO2換算で10万トン以上とし、取引単価は前取引日の終値の±30%の間で決定される。公開募集型協議取引は、1回当たりの取引の最大申告量がCO2換算で10万トン未満とし、取引価格は前取引日の終値の±10%の間で決定される。実際、全国ETS市場が開始して以来、大口協議取引は2回行われており、1回目は7月21日に中国石油化工集団が華潤集団より10万トンのCEA(対価529万2,000元)を購入し、2回目は7月28日に実施された80万トンのCEA(対価3,278万4,000元)の取引である(取引先は未発表)。



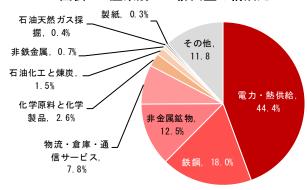
図表1 全国 ETS 市場の動向

	取引量 (万トン)	取引総額 (万元)	始値 (元/トン)	高値 (元/トン)	安値 (元/トン)	終値 (元/トン)	終値前 日比(%)	大口協議取引 量(万トン)	大口協議取引 総額(万元)	累計取引量 (万トン)	累計取引総 額(万元)
2021-07-16	410. 4	21, 023. 0	48. 0	52. 8	48. 0	51. 2	6. 7	-	-	410.4	21, 023. 0
2021-07-19	13. 1	684. 1	52. 8	53. 0	52. 1	52. 3	2. 1	-	-	423.5	21, 707. 1
2021-07-20	16. 2	863. 1	52. 9	54. 0	52. 9	53. 3	1. 9	-	-	439.7	22, 570. 3
2021-07-21	11. 2	609. 3	54. 2	55. 5	54. 1	54. 4	2. 1	10.0	529. 2	460.9	23, 708. 7
2021-07-22	11. 2	622. 9	55. 3	54. 3	55. 5	58. 5	2. 1	-	-	472. 1	24, 331. 7
2021-07-23	11. 2	638. 0	56. 5	61.1	55. 5	57. 0	2. 6	-	-	483.3	24, 969. 7
2021-07-26	4. 8	261. 4	54. 5	54. 9	54. 0	54. 5	-4. 4	-	-	488. 1	25, 231. 1
2021-07-27	7.4	405. 4	52. 2	55. 8	51.3	54. 6	0.3	-	-	495.5	25, 636. 5
2021-07-28	7. 3	381.9	52. 0	56. 8	52. 0	52. 5	-3. 9	80. 0	3, 278. 4	582.8	29, 296. 8
2021-07-29	8. 4	445. 0	52. 9	54. 9	51.0	53. 0	0. 9	-	-	591.2	29, 741. 9
2021-07-30	4. 0	216. 7	53. 0	58. 1	51.5	54. 2	2. 3	-	-	595. 2	29, 958. 5

(出所)上海環境能源取引所より MUFG バンク (中国) 作成

取引対象は上述したように、当面は火力発電をはじめとする発電企業となっているが、今後、石油化学工業、化学工業、建築材料製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、製紙業、航空関連産業が順次重点排出事業者として全国 ETS に参加する見込みであり、これら8分野の CO2 排出量は排出量全体の9割近くを占めている(図表2)。また、発電会社以外の7分野が重点排出事業者として全国 ETS 市場に導入されるタイミングについて、市場関係者は第14次五カ年計画期間中に全て導入を済ませる可能性が高いとみている(図表3)。

図表 2 産業別 CO2 排出量の構成比



(出所) 各種報道より MUFG バンク (中国) 作成

図表 3 電力企業以外の重点排出事業者事業者導入の予測

産業	業種	導入時期(予測)
建築材料	セメント、板ガラス	2022年(セメント)
非鉄金属	電解アルミ、銅	2022年(電解アルミ)
鉄鋼	粗鋼	2023年
石油化工	原油加工、エチレン	2024年
化学工業	カーバイド、合成アンモニア、メタノール	2025年
製紙	パルプ、板紙	2025年
航空	航空輸送、空港運営	2025年

(出所) Paulson Institute より MUFG バンク (中国) 作成

II. 全国 ETS 市場の取引開始による地方市場への影響

筆者が今年5月に某地方炭素排出権取引所を訪問し、全国ETS市場の取引開始が同取引所への影響についてインタービューした。当時は既に上述した発電企業の強制導入が決めており、関係者は、「全国 ETS



市場が取引を開始すると、一部地方市場で取引する企業は全国市場にシフトすることにより、中長期的には地方市場の取引規模や収益規模が縮小し、取引単価の低下が避けられない」と指摘した。

全国 ETS 市場を直接管轄する生態環境部副部長の趙英民氏は7月14日に開催した国務院の記者会見において、「地方市場は全国市場を形成・発展させるための初期段階であり、移行期を経て最終的に全国市場に整合する」と述べたうえ、「全国市場で取引を開始した企業は地方市場での取引を停止しなければならない」と強調した。

足元地方市場の取引量と取引総額について、図表 4 の通り、北京、湖北、重慶は概ね上昇傾向にある一方、上海、深セン、広州は横ばいまたは小幅な低下となっており、明暗が分かれている。地方市場の取引単価は基本的に取引量により支えられている。全国 ETS 市場の取引開始が間もない中、地方市場への影響は直ちに現れていないが、上海、深セン、広州市場は7月16日以降取引量が疎らとなっており、全国 ETS 市場が地方市場への「クラウディング・アウト効果(Crowding-out Effect)」の存在が否定できない。一方価格面では、足元全国 ETS 市場の取引価格は上下しているものの、概ね地方市場の平均取引単価を20元程度上回っている。地方市場は今後全国市場を参考して取引単価や排出枠を決定することから、全国市場の規模拡大により地方市場の取引規模が縮小するものの、取引単価の大幅な低下は当面考え難いであるう。

図表 4 地方市場の取引実績 a. 北京 b. 湖北 70 000 80 100 000 90,000 70 40 60 000 80,000 35 60 50,000 70,000 30 50 60,000 25 40,000 50,000 40 取引量 20 取引量 40,000 30.000 30 15 30.000 終値(右 20,000 10 平均価格 20 20 000 10,000 5 (右軸) 10 000 10 1-07-28 1-07-19 0 -07-051-07-07 2021-07-09 2021-07-13 1 - 07 - 152021-07-22 2021-07-26 9 -07-18 -07-04 2021-07-14 2021-07-16 2021-07-06 2021-07-08 2021-07-10 2021-07-12 2021-07-20 2021-07-22 -60 2021 2021 2021 2021 2021 2021 2021d. 上海 c. 重慶 5,000 41.0 4, 500 7,000 40.5 4.000 6.000 34 3. 500 40.0 5,000 3.000 33 4,000 2. 500 39.5 ■取引量 32 2,000 3, 000 取引量 39.0 1, 500 平均価格 31 2, 000 1.000 (右軸) 平均単価 38 5 30 1,000 500 (右軸) 38 0 2021-07-05
2021-07-05
2021-07-07
2021-07-07
2021-07-11
2021-07-13
2021-07-15
2021-07-15
2021-07-21
2021-07-21
2021-07-22
2021-07-25
2021-07-25
2021-07-25
2021-07-25 -07-23 -07-05 -07-09 13 15 2021-07-19 29 2021-07-21 2021-07-27 2021-07-1 -0-2021-07e. 深セン f. 広州 45 1, 200, 000 46 3,000 40 45 1,000,000 2.500 44 35 800,000 43 2.000 30 42 25 1. 500 600,000 20 41 ■取引量 取引量 400.000 40 1,000 15 39 終値(右 10 終値(右 500 200,000 軸) 38 軸) 0 2021-07-07
2021-07-09
2021-07-11
2021-07-13
2021-07-15
2021-07-19
2021-07-19
2021-07-19 -07-01 -07-03 -07-05 -07-07 -07-11 -07-13 -07-13 -07-15 -07-19 -07-21 -07-21 -07-23 -07-23 (出所) WINDより MUFG バンク (中国) 作成

注:天津市場は7月中に取引実績がなく、取引単価は32.77元/トン

Ⅲ. 全国 ETS の今後の行方

中国は2013年より上述した7都市をパイロット地域と指定し、炭素排出権取引を開始させた。8年間を経て、全国 ETS 市場が漸く取引開始に辿り着き、中国のカーボンニュートラル目標に向けての大きな節目を迎えたと言えよう。足元の取引対象は発電企業のみだが、今後7分野が順次参加することにより取引規模が拡大することが期待され、今後国内環境対策の強化に伴い同市場での取引頻度の上昇並びに参加者の増加が予想され、更に、先物取引等の導入による取引商品の多様化が進めれば、炭素排出権の価値創造が一層確実になり、「取引が取引を呼ぶ」といった好循環が形成されるだろう。

しかし一方では、取引開始したばかりということもあり、現状では排出枠と取引単価の設定や、契約履行の際の査定といった面では、なお行政による影響が大きく、必ずしも市場メカニズムが働いているとは言えない。これらの課題は今後何れも解決されるだろうが、諸外国とりわけ EU で長年実施してきた EU-ETS の経験と教訓を学ぶことが近道であろう。EU は世界で最も炭素排出削減に注力している地域であり、これまで「Cap and Trade」方式を採用して炭素価格を調整してきたが、その中で最も効果的といえるのは競売(オークション)方式による価値創造で、初期段階に無償で供給した割当枠は縮小し、現状は競売(オークション)方式による枠供給が最大となっている。これ以外に、米国の地域型温室効果ガス排出権取引制度である「米国北東部地域 GHG 削減イニシアティブ (RGGI:Regional Greenhouse Gas Initiative)」と「西部気候イニシアティブ (WCI:Western Climate Initiative)」や、韓国排出量取引制度(K-ETS)等もあるが、今後、排出枠提供の有償化、並びに更なる市場メカニズムの導入が排出権取引市場発展の一大潮流と言えよう。

もう一つ重要なポイントとして、全国 ETS 市場の発展と関連産業の発展の両立が挙げられる。足元全国 ETS 市場の取引単価は 50 元/トン前後で推移しているが、一部市場関係者から、「過度の単価高騰は購入側の取引参加者の負担増につながり、強制導入とはいえ、中長期的には取引参加意欲の減退やインセンティブ不足に繋がりかねない。」との意見がある。中国では電力供給の 6 割前後が火力発電により賄われており、同分野の経営負担増、並びに電力価格の値上がりによる債務不履行または倒産に追い込まれる企業が増加すれば、全国 ETS 市場の経済効率性が大きく低下するだろう。したがって、今後、単純に排出権の価値創造だけでなく、その市場価格の安定性と予見可能性の位置づけがますます高くなり、中長期的な目線での制度設計と試行錯誤が必要である。

MUFG バンク(中国) リサーチ&アドバイザリー部 李 博



君合の中国法コラム

『安全生産法』における企業の安全生産責任への新たな要請

日常の生産活動において、企業は、関連法律法規、業界基準等に従い、生産に係る技術、設備及び場所の安全性を確保し、事故の予防及び対応のためのリスク管理制度及び応急対策案を確立する必要がある。安全生産に関係する数多くの法律法規の中で、いずれの業界の企業も遵守しなければならない基本法が『安全生産法』である。当該法律は2021年6月10日に改正され、2021年9月10日から効力が生じる。本稿では、改正された『安全生産法』(以下、「新法」という)における企業の安全生産責任に関するいくつかの新規定を解説する。

I. 生産企業における全員安全責任制度

改正前の『安全生産法』第5条では、生産企業の主要責任者の安全生産責任のみを規定していた。これに対し、新法では、生産企業における全員安全責任制度を規定している。即ち、安全生産の第一責任者は企業の主要責任者であり、各生産部門や生産班の管理者は各自の管理範囲内の安全生産業務について責任を負担し、現場の作業員は各自の職務範囲内の安全生産責任を負担するということである。

一方、「企業の主要責任者」の定義については、新法において定めがない。但し、2016年に公布された『中共中央、国務院の安全生産領域の改革及び発展に関する意見』(以下、『意見』という)により、企業の法定代表者及び実質的支配者は、安全生産の第一責任者であるとしている。当該『意見』は中国共産党の内部規定であるため、対外的な法的拘束力はないが、各地方政府が定める主要責任者に関する規定に対しては影響があると思われる。例えば、上海市の『企業による安全生産責任の全面的遂行を更に促進することに関する意見』における企業の主要責任者に関する定義は、上記の『意見』における定義と同じである。『深圳市の生産経営企業の安全生産責任に関する規定』第50条によると、生産経営企業の主要責任者とは、本企業の生産及び経営に係る責任を全面的に負い、生産及び経営に関する決定権を有する者である。具体的には、生産経営企業における生産及び経営に関わる法定代表者、投資家及び生産経営に関する決定権を有する者が含まれるとしている。『山東省の生産経営企業の安全生産責任に関する規定』第6条によると、生産経営企業の主要責任者には、董事長、総経理、個人経営の投資家及びその他生産経営企業を実質的にコントロールしている者が含まれるとしている。

以上の規定を鑑みると、企業の主要責任者に、企業の法定代表者及び実質的支配者が含まれることは基本的に共通の認識であるが、総経理等が含まれるか否かは各地方の規定に従い判断する必要がある。

全員安全責任制度の実行について、各地方政府や業界はそれぞれ規則又は標準を定めている。例えば、江蘇省の安全生産委員会が公布した『企業の安全生産責任遂行に係る重要事項リスト』では、生産企業に対し以下のことを要請している。①職務の性質、特徴及び内容により、各職位に就く責任者、責任範囲、責任リストを明確にし、企業の主要責任者から最前線の現場作業員までの安全生産責任を確立すること。②作業員に対して、重大危険源の管理、事故管理、消防及び禁煙等の管理に関する安全生産教育の研修を行うこと。③審査及び勧奨懲戒制度を作成すること。即ち、企業が安全生産責任を負う従業員に対し審査を行い、その審査の結果を従業員の収入や昇進機会と関連づけることにより、従業員の安全生産に対する積極性を高める。

Ⅱ. 安全生産責任保険の制度

改正前の『安全生産法』では、国は生産企業の安全生産責任保険への加入を積極的に支持するとしていた。これに対し、新法では、高度危険性のある業界における生産企業は、安全生産責任保険に加入する義



MUFG バンク(中国)経済週報

2021年8月3日 第512期

務があると定めている。「高度危険性のある業界」の定義については、法に明確な規定は存在しないが、『「安全生産責任保険の実施弁法」の公布に関する通知』(以下、『保険通知』という)によると、高度危険性のある業界には、炭鉱以外の鉱山、危険化学物、花火及び爆竹、交通運輸、建築、民間用爆発物、金属製錬、漁業生産の8業界が含まれると定められている。他方、高度危険性のない業界については、国は依然として安全生産責任保険への加入は強制していない。しかし、『保険通知』第18条により、安全生産監督管理部門及び関連部門は、安全生産責任保険への加入状況を、生産企業の安全生産標準化や安全生産の信用レベル等の評価の必要条件としなければならない。また、安全生産責任保険への加入状況は、安全生産許可書の取得にとって重要な参考要素となるとしているため、安全生産責任保険への加入は、生産企業にとって重要であると言えるであろう。

また、一般的な営利保険が事後の賠償を重視するのに対して、安全生産責任保険は事故発生前の予防を重視するという特徴がある。『保険通知』第 13 条によると、保険機構は①安全生産及び職業病の予防に関する宣伝、教育及び研修、②安全面でのリスクの識別、評価並びに安全性の評価、③事故発生の危険性の解消等のサービスを提供しなければならないとする。また、保険機構が事故発生の危険性を発見した場合、企業にそれを解消するよう要請することができる。重大な事故の危険性が潜んでいたにもかかわらず企業がそれを解消しなかった場合、保険機構は次年度の保険利率を高め、かつ安全生産監督管理部門及び関連部門に報告することができる。

Ⅲ. 外資系企業への示唆

日本企業を含む外資系企業が、中国で工場を開設して生産活動を行う際には、通常本社から駐在員を中国へ派遣し、係る駐在員を中国における子会社の法定代表者、董事長又は総経理等に任命する。また、言語や文化の違いを鑑み、外資系企業においては、中国人の管理職を企業の安全生産の主要責任者に任命することが多いと思われる。しかし、上記で分析した通り、新法の下では、企業の法定代表者や実質的支配者が、安全生産の主要責任者として強制的に認定される可能性は極めて高い。さらに、新法第93条から95条に定める安全生産管理責任を遂行しなかった主要責任者に対する過料は、改正前よりその金額が高くなっている。第113条では、安全生産条件を満たさなかったことにより重大な事故が発生した場合、事故発生から5年以内は当該企業の主要責任者は如何なる生産企業の主要責任者にも就任してはならないと定めている。従って、新法の下では、中国へ派遣された駐在員に対し、安全生産に関する教育や研修を着実に行い、駐在員による安全生産管理責任の遂行を確保していく必要があると考える。

当資料は情報提供のみを目的として、当行はその正確性を保証するものではありません。また当該機関との取引等、何らかの行動を当行が勧誘するものではありません。

謝均 君合律師事務所パートナー

君合律師事務所は中国、海外に事務所を持つ中国最大級の事務所で、国際法律連盟(ILASA)より数年連続で中国のベスト弁護士事務所金賞に選ばれている。謝均弁護士は、一橋大学法学研究院にて法学修士を取得後、日本の法律事務所勤務を経て2015年5月から君合律師事務所に転籍。外商投資、再編撤退、労務管理、M&Aの分野に強い。





規制動向(2021.7.26~7.30)

I. 国務院関税税則委員会による鉄鋼製品輸出関税の調整に関する公告

番号:税委会公告[2021]6号

発表日:2021年7月29日

実施日:2021年8月1日

概要: 鉄鋼業界のモデルチェンジ、グレードアップ、及びハイクオリティの発展を推進するため、2021年8月1日から一部の鉄鋼製品の輸出関税を調整。

- 1. 高純度銑鉄の輸出関税は15%から20%に調整
- 2. クロム鉄の輸出関税は20%から40%に調整

Ⅱ. 鉄鋼製品の輸出における税金還付廃止に関する公告

番号: 財政部 税務総局公告 2021 年第 25 号

発表日:2021年7月29日

実施日:2021年8月1日

概要: 2021年8月1日から、レールなどの23種の鉄鋼製品の輸出について税金還付を取り消す。

Ⅲ. 海南自由貿易港越境サービス貿易における特別管理措置(ネガティブリスト)(2021 年版)

番号:商務部令 2021 年第 3 号

発表日:2021年7月26日

実施日:2021年8月26日

概要:特別管理措置リストは計70項目。リスト未掲載分野の管理について、国内外サービスとサービスプロバイダーの待遇一致原則で実施。リスト(一部抜粋)は以下の通り。

- 1. 交通輸送、倉庫と郵便事業
- 海外のサービスプロバイダーは、海外船舶の開放港のみで国際輸送事業に従事可能
- 国内水上運送事業者は、外国籍船舶による国内水上輸送事業の経営を禁止
- 2. 情報伝達、ソフトウェア、情報技術サービス事業
- 国際通信事業は、中国情報産業主管部門が承認した国際通信出入口局を通じて実施
- ・ 海外サービスプロバイダーは、インターネットニュースなどの情報サービスの提供不可
- 3. 金融業界
- ・ 中国国内に設立された有限責任会社または株式有限会社の非金融機関の法人のみが「支払業務許可証」 を申請し、非金融機関の決済サービスを提供可能



MUFG バンク(中国)経済週報

2021年8月3日 第512期

- 4. 科学研究・技術サービス事業
- ・海外サービスプロバイダーは、中国の専門機関との協力を前提に、2020年6月に公布した海南省自由貿易港建設全体方案以外の都市計画サービスの提供が可能



コラム

上海市炭素排出キャパシティ・ビルディング※1シリーズ研修会 2021 年(第一回)

@上海(7月28日)

全国炭素排出権取引に向けて、より多くの企業に知ってもらうため、上海市生態環境局がシリーズ研修会を主催、第一回は7月28日に上海で行われた。今回のテーマは、上海の炭素取引制度及び展望で、主要内容は以下の通り。

- ・ CO2 排出のピークアウト達成とカーボンニュートラルは、中央経済工作会議 2021 年の重点任務のひとつとして掲げられている。
- ・上海は全国の炭素排出権取引センターとして、これまで地方取引パイロット期間中に数多くの実績を残し、管轄内の企業は7年連続で炭素排出目標の100%達成を実現した。
- ・ 炭素排出権取引の狙いは市場を利用して炭素排出をコントロールすることであるが、炭素取引に強制的に参加する企業にとっては割当られた排出目標を達成するための手段の一つである。
- ・ 炭素排出権取引は単一価格で取引されるため、複数価格で取引される省エネ設備導入よりもコストを把握しやすいという特徴もある。
- MRV^{*2} は、炭素排出のビフォーアフターや報告する際の欠かせないエビデンスを裏付けられる炭素取引の基礎手段であり、自らの活動に起因する炭素の排出量を把握するため、正確性や信頼性のあるデータを確保するプロセスである。

※1 キャパシティ・ビルディングとは、集団・組織・社会がある目標を達成するために必要な能力を構築、向上させることを指す。 ※2 MRV とは、Measurement, Reporting and Verification の略語であり、「(温室効果ガス排出量)測定、報告及び検証」のことを指す。

(※)カーボンニュートラルに関して、更なる情報が必要な場合には、弊行営業担当にご連絡いただけますと幸いです。



三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2021 年 7 月)

■ MUFG BK 中国月報 第 185 号(2021 年 7 月) 2021 年第 1 四半期の中国経済と慎重に進められる債務処理

https://www.bk.mufg.jp/report/inschimonth/121070101.pdf

トランザクションバンキング部

■ ニュースフォーカス 2021 年第7号

《深圳市外商投資株式投資企業試点弁法》(QFLP)の改定について

https://rmb.bk.mufg.jp/files/topics/1365_ext_02_0.pdf

アジア法人営業統括部 アドバイザリー室



MUFG バンク(中国)経済週報

2021年8月3日 第512期

本報告書は、情報提供のみを目的として、MUFG バンク(中国)有限公司(以下「当行」)が作成したものであり、その使用又は配布が法律や法規への 違反に該当するあらゆる管轄又は国における個人又は組織への使用又は配布を意図したものではありません。本報告書をお客様に公表する前において、当行及び/又は当行関係者/組織は、本報告書に含まれる情報を利用、又はそれに基づいて行動することができます。

本報告書に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品若しくは投資商品の購入若しくは売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。

本報告書は、情報提供のみを目的として作成されており、特定の受領者の具体的な需要、財務状況、又は投資目的への対応を意図するものではありません。

本報告書は、信頼しうるとみなされる情報源から入手した情報に基づいて作成したものですが、正確性を保証するものではなく、受領者自身の判断に代わるものとみなされるべきではありません。受領者においては、適切に、独立した専門的、法律、財務、税務、投資、又はその他のアドバイスを別途取得する必要があります。

本報告書は、アナリスト自身の見解に基づいているため、当行の公式な見解を示すものではありません。本報告書に含まれる全ての見解(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性は保証いたしかねます。本報告書は、不完全又は要約の場合もあり、本報告書に言及される組織に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行(含む本店、支店)及び関連会社のいずれも、本報告書を更新する義務を負いません。

過去の実績は将来の業績を保証するものではありません。本報告書において言及されるいかなる商品の業績予測も、必ずしも将来実現する又は実現しうる業績を示すものではありません。

当行及び/又はその取締役、役員並びに従業員は、当該取引への関与に当たり、随時、本報告書に言及された関連証券又は関連金融商品において、利益を有すること及び/又は引受を承諾すること、及び/又は当該証券若しくは関連金融商品を保留若しくは保有することがあります。さらに、当行は、本報告書に言及されたいずれかの会社と関係を有する(例えば関連会社、戦略パートナー等)こと、若しくは有していたこと、又はコーポレート・ファイナンス若しくはその他のサービスを提供すること、若しくは提供していたことの可能性があります。

本報告書に含まれる情報は当行が信頼しうると判断した情報源から入手したものでありますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は 正確性について、いかなる表明又は保証をするものではなく、一切の責任又は義務も負いません。したがって、本報告書に記載されている評価、意 見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠するものではありません。当行(含む本店、支店)及び関連会 社並びに情報提供者は、本報告書の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的、間接的及び/又は結果的な損失若しくは損害について、い かなる責任も負いません。

当行は、本報告書の著作権を保有しており、当行の書面による同意なしに本報告書の一部又は全部を複製又は再配布することは禁止されています。当行(含む本店、支店)又は関連会社は、当該複製又は再配布によって生じる、いかなる第三者に対する責任も一切負いません。

MUFG バンク(中国)有限公司 リサーチ&アドバイザリー部 中国調査室 北京市朝陽区東三環北路 5 号北京発展大厦 4 階 照会先:石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214

